

第3回徳山ダムモニタリング部会

配付資料一覧

資料1 第3回徳山ダムモニタリング部会 議事次第

資料2 徳山ダムモニタリング部会 委員名簿

資料3 第3回徳山ダムモニタリング部会 出席者名簿

資料4 第2回徳山ダムモニタリング部会審議メモとその対応状況

参考資料1 中部地方ダム等管理フォローアップ委員会規約

参考資料2 徳山ダムモニタリング部会規約

第3回徳山ダムモニタリング部会

議事次第

- 1．開会
- 2．主催者挨拶
- 3．審議内容等
 - (1) 前回(第2回)部会の審議内容等について
 - (2) 徳山ダムの湛水状況について
 - (3) モニタリング調査状況について
 - ・水質
 - ・ワシタカPT
 - ・植物PT
 - ・生育・生息環境PT
 - ・河川環境PT
 - ・モニタリング調査工程
 - (4) その他
- 4．閉会挨拶

徳山ダムモニタリング部会 委員名簿

氏名	専門	所属
あべ 阿部 学 ^{まなぶ}	鳥類 (猛禽類)	特定非営利活動法人 日本猛禽類研究機構 (Raptor Japan) 理事長
こまだ 駒田 格知 ^{のりとも}	魚類	名古屋女子大学家政学部 教授
さいじょう 西條 好迪 ^{よしみち}	植物	岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授
なかむら 中村 浩志 ^{ひろし}	鳥類	信州大学教育学部 教授
のひら 野平 照雄 ^{てるお}	昆虫類	自然学総合研究所 研究員
ふじた 藤田 裕一郎 ^{ゆういちろう}	河川工学	岐阜大学流域圏科学研究センター 教授
まえだ 前田 喜四雄 ^{きしお}	哺乳類	奈良教育大学自然環境教育センター 教授
まつい 松井 正文 ^{まさふみ}	両生類・は虫類	京都大学大学院 教授
まつお 松尾 直規 ^{なおき}	水質	中部大学工学部 教授

(五十音順)

平成19年11月5日

第3回徳山ダムモニタリング部会出席者名簿

【委員】

阿部 學	日本猛禽類研究機構理事長
駒田 格知	名古屋女子大学教授
西條 好迪	岐阜大学准教授
中村 浩志	信州大学教授
野平 照雄	自然科学総合研究所研究員
藤田 裕一郎	岐阜大学教授
前田 喜四雄	奈良教育大学教授
松井 正文	京都大学大学院教授 (欠席)
松尾 直規	中部大学教授 (欠席)

(五十音順)

【国土交通省】

(中部地方整備局)

浅野 和広	河川調査官
梶田 達也	流域・水防調整官

【独立行政法人水資源機構】

(中部支社)

井山 聡	副支社長
柴田 和昭	建設部次長

(徳山ダム建設所)

自閑 茂治	所長
村尾 浩太	副所長
星野 徹	副所長
青井 保男	調整課長

【(財)ダム水源地環境整備センター】

坂本 和雄	調査第二部参事
今本 博臣	研究第三部岐阜分室長

「第2回徳山ダムモニタリング部会」審議内容メモ

日時：平成18年7月25日（火） 13:30～16:30

場所：名古屋逓信会館 3F 桐の間

出席者：（委員）駒田部会長、阿部委員、西條委員、中村委員、野平委員、
藤田委員、前田委員、松尾委員（五十音順）8名
（事務局）24名（一般傍聴）2名（報道機関）2社

【審議内容等】

1. 委員の変更について

佐藤正孝部会長の委員辞退に伴い、フォローアップ委員長より、駒田格知委員（名古屋女子大学教授）が部会長に指名されたことが報告された。また、野平照雄委員（自然学総合研究所研究員）が委員に指名されたことが報告された。

2. 前回（第1回）部会の審議内容等の確認

第1回モニタリング部会（平成17年11月21日）の審議内容を確認した。

3. 徳山ダム建設事業の進捗状況について

徳山ダム建設事業の進捗状況について報告がなされた。

4. モニタリング調査計画について

モニタリング調査計画（案）を了承する。なお、審議するなかで以下の指摘がなされた。

- 1) 猛禽類については、ダムの湛水前後でデータをきちんととった事例がないので、繁殖状況調査、行動圏調査及びCCDカメラによる繁殖活動の記録によりモニタリングしていくことが重要である。
- 2) オオムラサキは行動圏が広いので、連続性にこだわらず、エゾエノキの活着に適する場所を主に考えて移植場所を選定すべきである。
- 3) 水没する河道の物理環境データについては、試験湛水前までにできるだけ資料を揃えておくべきである。
- 4) 将来の貯水池に生息する魚類について、外来種の侵入を抑制する対策を講じるべきである。
- 5) ダムの供用により、ダム下流河川では流況の安定と攪乱頻度の減少のために水際植生に変化があると考えられる。また、ダム湖岸では微気象の変化も含め森林に変化があると考えられることから、植生変化のモニタリングを行うことが重要である。また、河川水辺の国勢調査（ダム湖版）につなげていくことも考慮すべきである。
- 6) 水質については、湛水後、濁質の粒度分布が変わる可能性があることから、SSと濁度の関係を把握すべきである。
- 7) モニタリング調査の結果については、それを積極的に環境保全やダム管理に反映しうる仕組みを構築しておく必要がある。

5. 審議内容の確認

本日（平成18年7月25日）の審議結果を本メモに基づいて確認した。

以 上

第2回モニタリング部会における指摘事項と対応状況

	項目	指摘事項	対応
1)	ワシタカ類	ダムの湛水前後の貴重なデータとして、繁殖状況調査、行動圏調査及びCCDカメラによる繁殖活動を記録していくことが重要である。	イヌワシD・Fつがい、クマタカA・B・D・F・G・I・K・Lつがいの繁殖活動の継続状況の確認を行うこととした。クマタカD・F・Iつがいについて行動圏の内部構造の変化の把握を行うこととした。クマタカA3つがいについて、以前つがいが分布していた地域におけるつがいの定着の有無の確認を行うこととした。
2)	オオムラサキ	エゾエノキの活着に適する場所を主に考えて移植場所を選定すべきである。	引き続き定着状況の調査を実施し、生育している個体は、良好であることを確認した。 また、本年度、再移植を行うこととした。
3)	河道物理環境データ	水没域の河道の物理環境データは試験湛水前までにできるだけ資料を揃えること。	H19年10月に現地調査を実施した。
4)	魚類の外来種対策	将来の貯水池に生息する魚類について、外来種の侵入を抑制する対策を講じるべきである。	看板等による周知を行うこととした。 貯水池の巡視によりパトロールに努めた。

	項目	指摘事項	対応
5)	下流河川の水辺植生、ダム湖岸の植生変化	<p>ダムの供用により、ダム下流河川では流況の安定と攪乱頻度の減少のために水辺植生に変化があると考えられる。</p> <p>ダム湖岸では、微気象の変化も含め森林に変化があると考えられることから、植生変化のモニタリングを行うことが重要である。</p> <p>河川水辺の国勢調査(ダム湖版)につなげていくことも考慮すべきである。</p>	<p>下流河川 試験湛水後の平成20年に植生断面調査を予定している。</p> <p>ダム湖岸 今年度、湖岸周辺的环境変化把握調査を予定したが、湛水状況を勘案して平成20年度に実施することとした。</p> <p>河川水辺の調査 横山ダム周辺の植生調査と徳山ダムの植生調査の連続性をはかることとする。</p>
6)	SSと濁度	<p>水質については、湛水後、濁質の粒度分布が変わる可能性があることから、SSと濁度の関係を把握すべきである。</p>	<p>これまで大きな出水が無いため、出水時の調査を行っていない。今後の出水時調査において整理する。</p>
7)	モニタリング調査の結果について	<p>モニタリング調査の結果を積極的に環境保全やダム管理に反映する仕組みを構築すべきである。</p>	<p>中部地方ダム等管理フォローアップ委員会で報告することにより、他ダムで実施する環境保全対策やダム管理に反映できるようにする。</p>

中部地方ダム等管理フォローアップ委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長(以下「中部地方整備局長等」という。)が設置する。

(目的)

第3条 委員会は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について(平成14年7月24日国河環第32号)」(国土交通省河川局長達)に基づき、フォローアップ調査の実施、結果の分析及び評価について中部地方整備局長等に対して意見を述べ、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上に資することを目的とする。

(対象ダム等)

第4条 委員会の対象ダム等は、別表のとおりとする。

(委員会)

第5条 委員会の委員は、学識経験を有するもののうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

2 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第6条 委員会は、ダム等に関するモニタリング調査もしくは定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について検討を行うため必要がある場合には、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該ダム等に関し学識経験を有する者のうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

(モニタリング部会)

第7条 中部地方整備局長等は、特定のダム等についてモニタリング調査が実施される期間、委員会にモニタリング調査計画の作成又は変更及びその調査結果の分析・評価について意見を聞くため当該ダム等毎にモニタリング部会

(以下「部会」という。)を設置することとする。

- 2 委員会は、部会の意見をもって、当該ダム等に係るフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができることとする。
- 3 部会の名称は ダム(又は 堰)モニタリング部会(以下「部会」という。)とする。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。
- 5 部会長
 - (1) 部会には部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
 - (2) 部会長は部会の事務を掌理する。
 - (3) 部会長に事故がある時は、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第8条 委員会、堰部会、部会(以下「委員会等」という。)の会議は、それぞれの会長が召集し、議長をつとめる。
- 2 会議は委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
 - 3 議事運営については、委員及び議事に関係のある特別委員の意見を聞いて定めることとする。
 - 4 会議の終了の都度、その議事内容の概要を公表することとする。

(委員会又は部会の意見)

- 第9条 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、委員及び特別委員の意見を取りまとめ、委員会の意見として述べることとする。
- 2 部会は、モニタリング計画の策定及び調査計画の内容及びモニタリング調査結果の分析・評価について、部会に属する委員及び特別委員の意見を取りまとめ、部会の意見として述べることとする。

(資料の提示)

- 第10条 中部地方整備局長等は、委員会等の審議に際し、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、委員会等からの求めに応じ必要な資料を提供する。
- 2 中部地方整備局長等は、特定のダム等に関するモニタリング調査検討結果について、委員会の求めに応じて説明を行い必要な資料を提供する。

(事務局)

- 第11条 委員会の事務局は、中部地方整備局河川部及び独立行政法人水資源機構中部支社管理部に置く。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成8年7月11日から施行する。

（一部改正）

平成12年11月27日

平成13年3月8日

平成14年3月11日

平成15年2月19日

平成17年1月24日

平成18年1月16日

平成18年12月13日

別表

対象ダム等

美 和 ダ ム	中部地方整備局所管
小 渋 ダ ム	中部地方整備局所管
新 豊 根 ダ ム	中部地方整備局所管
矢 作 ダ ム	中部地方整備局所管
丸 山 ダ ム	中部地方整備局所管
横 山 ダ ム	中部地方整備局所管
蓮 ダ ム	中部地方整備局所管
長 島 ダ ム	中部地方整備局所管
小 里 川 ダ ム	中部地方整備局所管
寒 狭 川 堰	中部地方整備局所管
岩 屋 ダ ム	水資源機構中部支社所管
阿 木 川 ダ ム	水資源機構中部支社所管
長 良 川 河 口 堰	水資源機構中部支社所管
味 噌 川 ダ ム	水資源機構中部支社所管
徳 山 ダ ム	水資源機構中部支社所管

モニタリング部会対象ダム等

中部地方ダム等管理フォローアップ委員会名簿

	氏 名	所 属
委員長	藤田 裕一郎	岐阜大学教授
委 員	石田 典子	名古屋女子大学教授
"	沖野 外輝夫	早稲田大学教授
"	奥野 信宏	中京大学教授
"	駒田 格知	名古屋女子大学教授
"	桜井 善雄	信州大学名誉教授
"	杉戸 大作	(財)廃棄物研究財団理事長
"	辻本 哲郎	名古屋大学大学院教授
"	中村 浩志	信州大学教授
"	長谷川 明子	ビオトープを考える会会長
"	松尾 直規	中部大学教授

参考資料 2

徳山ダムモニタリング部会規約

(名称)

第1条 本会は、「徳山ダムモニタリング部会」(以下「部会」という。)と称する。

(設置者)

第2条 部会は、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長が設置する。

(目的)

第3条 部会は、中部地方ダム等フォローアップ委員会規約(以下「委員会規約」という。)第8条第1項の規定に基づくモニタリング部会であり、モニタリング調査計画及び調査結果の分析の内容を審議し、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長に対して意見を述べることによって、徳山ダムの適切な管理に資することを目的とする。

(部会)

第4条 部会の委員は、学識経験を有する者で構成し、別表-1のとおりとする。

- 2 部会には委員会規約第8条第5項(1)の規定に基づき部会長を置く。
- 3 部会は、プロジェクトチームを設置することができる。
- 4 部会長は会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(プロジェクトチーム)

第5条 プロジェクトチームは、部会で審議された方針に基づき組織し活動する。

- 2 プロジェクトチームのリーダーは、部会委員がつとめるものとし、複数の委員が参加する場合は、各委員の互選により選出する。
- 3 プロジェクトチームでの審議内容は、部会に報告する。
- 4 リーダーが必要と認めた場合は、部会委員以外の専門家を参加させることができる。

(公開)

第6条 部会は、原則として公開とする。

- 2 ただし、部会長が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

(議事)

第7条 部会は部会長が招集し、部会長が議長を務める。

- 2 部会の会議は、部会に属する委員の2分の1以上が出席しなければ開催すること

ができない。

3 部会の議事運営については、部会に属する委員の意見を聴いて定める。

4 部会は、その議事内容の概要を公表する。

(部会の意見)

第8条 部会は、モニタリング調査計画の内容及びその調査結果の分析について、委員の意見をとりまとめ、部会の意見として述べる。

(資料の掲示)

第9条 徳山ダム建設所長は、部会の審議に際し、モニタリング調査計画の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、部会からの求めに応じ、必要な資料を提供する。

(事務局)

第10条 部会の事務局は、徳山ダム建設所に置く。

(雑則)

第11条 部会の委員に変更が生じる場合には、その都度部会に諮り、了承を得るものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成17年11月21日から施行する。

(一部改正)

平成18年7月25日

徳山ダムモニタリング部会

委員名簿

氏名	専門	役職
阿部 學	鳥類 (猛禽類)	特定非営利活動法人 日本猛禽類研究機構 (Raptor Japan) 理事長
駒田 格知	魚類	名古屋女子大学 家政学部 教授
西條 好迪	植物	岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授
中村 浩志	鳥類	信州大学 教育学部 教授
野平 照雄	昆虫類	自然学総合研究所 研究員
藤田 裕一郎	河川工学	岐阜大学 工学部 教授
前田 喜四雄	哺乳類	奈良教育大学 教授
松井 正文	両生類	京都大学 教授
松尾 直規	水質	中部大学 工学部 教授

(五十音順)